別記様式一（第11条関係）

廃炉等積立金の取戻しに関する計画の承認申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印
住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の９第２項の規定により次のとおり廃炉等積立金の取戻しに関する計画の承認を受けたいので申請します。

			廃炉等の実施時期		
			年度	年度	年度
取り戻そうとする廃炉等積立金の額（千円）	廃炉等の実施内容				
	上記の額以外の支出に備えた金額				
	合計 （うち炉心等除去に要する費用）				

取り戻そうとする事業年度の前年度の廃炉等積立金の残高（千円）	
取り戻そうとする廃炉等積立金の額の算定根拠	
取戻しの理由	

備考　１　廃炉等の実施時期の欄には、廃炉等積立金を取り戻そうとする年度全てを記載すること。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式二（第13関係）

表面

第　　号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の10の規定による立入検査証

職名及び氏名

写
真

（押出スタンプ割印）

年　月　日生
年　月　日交付

経済産業大臣　印

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋

第五十五条の十　主務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
３　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査を行わせることができる。
４　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
５　機構は、前項の規定による指示に従って第三項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。
６　第三項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
７　第一項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第五十五条の十第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。